

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（追加）  
（平成 17 年度～18 年度）

## 1 公表の趣旨

厚生労働省においては、本年3月28日に、平成17年度及び平成18年度に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場並びに平成18年度の特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場の名称等の情報を公表しました。

今回は、既公表事業場として当該公表対象としていなかった事業場の名称等の情報を公表します。

## 2 公表事業場数 160 事業場（労災認定等件数：710 件）

平成17年公表（既公表）事業場	158 事業場
追加公表事業場	2 事業場

## 3 公表事業場情報

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| (1) 事業場を管轄する労働局及び労働基準監督署の名称 | (6) 事業場における石綿取扱い期間     |
| (2) 事業場の名称                  | (7) 現在の石綿取扱い状況         |
| (3) 事業場の所在地                 | (8) 特記事項               |
| (4) 石綿ばく露作業状況               | (9) (備考) 労災保険法支給決定件数累計 |
| (5) 労災認定件数及び特別遺族給付金支給決定件数   |                        |

注1) (3)の「事業場の所在地」は、今回新たに加えた項目です。支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、廃止された事業場については、廃止された当時の事業場の所在地を記載しています。

注2) (9)の「(備考) 労災保険法支給決定件数累計」は、今回新たに加えた項目です。平成17年に公表した平成16年度以前の労災保険支給決定件数と今回公表した平成17、18年度の労災保険支給決定件数を合算した件数を記載しています。

注3) 建設業については、①事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれのないこと、②建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とする事、③建設現場では石綿ばく露を受ける作業が行われていたことから、上記(6)の「事業場における石綿取扱い期間」及び(7)の「現在の取扱い状況」については除外しています。

#### 4 公表事業場に関する留意事項

- (1) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合は、通常その事業場の事務所の所在地と実際に石綿作業を行った場所(元方の事業場)とが異なり、公表事業場の事務所の所在地においては石綿作業が行われていないことに留意してください。
- (2) 建設業の事業場の場合(第2表)には、通常、事業場の事務所の所在地と異なる場所(現場)で石綿作業が行われており、公表事業場の事務所の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所であることに留意してください。
- (3) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、とりわけ石綿作業においては、30年～40年もの潜伏期間の後に疾病が発症することから、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定を行うよう処理しています。そのため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあることに留意してください。

#### 5 一覧表の構成

事業場一覧表は、製造業のように石綿作業が特定の場所において継続的に行われていたと認められる事業場の一覧表(第1表)と、石綿作業が行われていたと認められる現場を持つ建設業の事業場の一覧表(第2表)から構成されています。